



ニュースレター



NPO 法人 大阪環境カウンセラー協会 第29号 Jan. 2010
Osaka Environmental Counselors Association, Nonprofit Organization

平成22年 年頭御挨拶

理事長 高井 茂

大阪環境カウンセラー協会会員の皆様、

＼新年明けましておめでとうございます！

会員の皆様にはお元気で澁刺として新年をお迎えになったことでしょう。今年寅年です。寅の年は大きな飛躍ではなく、基礎固めの年です。設立以来11年、前をしっかりと見て、「そんなこと難しいやろう!」「そんな事出来るわけ無いやん、金もないし」と言われながらも、何とか実現してまいりました。これには会員皆様の絶大なご支援があったからです。

新年の寅年にあたり、我がOECAは初心に帰り足元を見てみたいと思っています。現在幸いな事にエコアクション21関係の活動が活発で、毎年二桁の成長をしています。しかし振り返ると、環境関連のNPO法人として片方の車輪が廻っていないのです。それは、地域に密着した環境活動です。環境実験教室であり環境セミナーであり、環境教育事業であり、自然環境観察などの活動であります。一口で申せば、環境カウンセラーの市民部門の活動が動いていません、いや、動いていても僅かです。これでは、車の片輪が無いのと同じです。今年、この方面の活動を地道に資金調達から掘り返して行きましょう。それにもう一つ新規事業として、排出権取引関連と省エネ診断などの柱を立ち上げたいと思っています。これは時代の変化に伴った、必要な活動です、環境カウンセラーとして持って来いの仕事です。会員の皆様、吾と思わん方は名乗り出てください。お待ちいたしています。



今年の初出は、1月5日。ホームページをご覧になって集まってくださった会員15名で“大阪天満宮”に初詣に行き、会員の皆様の安全と活動の繁栄をご祈禱していただきました。昼食の後、繁昌亭にて落語を楽しみ、福笑いの幕開けとなりました。

(事務局：水藻英子)

E A 2 1 地域事務局大阪の状況と問題点

エコアクション21地域事務局大阪 北 潤明

環境省から改定版として充実された取組み内容と、更に理解しやすくなって「エコアクション21ガイドライン2009年版」が11月30日に発行されました。そして、エコアクション21認証・登録制度が一段とクローズ・アップされて来ました。

それに伴い、認証・登録の事業者件数も順調な増加推移を示して来ています。（登録実績グラフ参照）

12月末で、エコアクション21中央事務局の認証・登録事業者件数は4168件の登録と成っています。そして、地域事務局大阪の登録件数も357件と成り、全体の約9%の位置を占めています。

また、地域事務局大阪で審査受付した事業者件数（新規・中間・更新の総数）も、1000件を突破致しました。

事業者へのEA21取組み支援として実施しています、自治体イニシャティブ・プログラム及び関係企業グリーン化・プログラムについては、平成20年度の実績は5自治体と4関連企業と成り、全国各地に於いて計21箇所で開催して、多くの成果を上げることが出来ました。

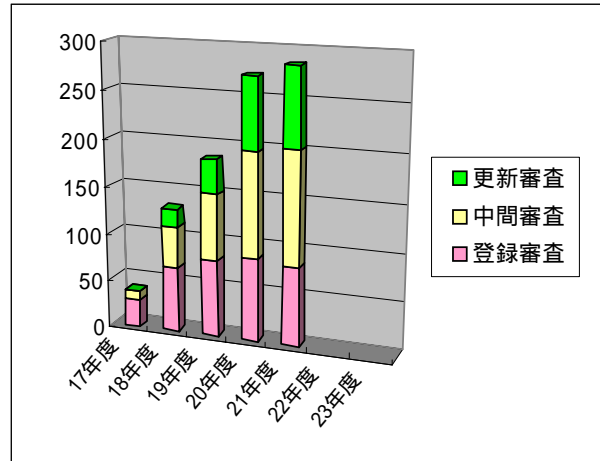
また、今年度も7自治体と6関連企業と成り、計18箇所で開催して全国各地で実施しています。

認証取得の状況については、各地で実施しているEA21説明会やイニシャティブ及びグリーン化・プログラムに多くの事業者が参加して認証取得をされていますが、このところの不景気の影響及び、ある事業者の取組みの見直しや移管により、認証取得断念や取下げの事業者が見受けられます。

尚、これらについては、地域事務局大阪ではきめ細やかな対応を行っています。

環境省主催（近畿地区）で12月15日に「エコアクション21ガイドラインの改定に関する説明会」が実施されました。今後中央事務局開催で2009年版準拠の認証・登録事業者向け説明会実施が予定されています。

「地域事務局大阪の登録実績」



注) 21年度は12月までの集計データです



「自治体イニシャティブ説明会実施風景」



摂津市環境センター「E A 2 1 認証・登録証授与式」

さらに、認証・登録の事業者には周知期間や移行期間などがあり2009年版ガイドラインに対応出来るスケジュールが組まれています。

尚、「エコアクション21ガイドライン2009年版」が認証・登録の事業者には送付されます。ガイドライン2009年版が発行され充実されたことや、多くの説明会実施によりエコアクション21の知名度も徐々に向上して来ました、今後の景気回復と政府の温暖化ガス削減方針により更に認証取得事業者が益々増えることが予想されます。

環境教育部門

2009年、環境教育部門の活動は低迷しました。

ことごとく助成金の獲得に失敗したがための財源不足が直接の原因です。

そのため、活動案内の広報活動を行なうことができませんでしたが、恒例の展示会や舞洲の実験教室を実施し、口コミでお声かけしていただいた環境教育の出前講座もご好評を頂きました。講師として、ご参加していただいた皆様有難うございました。

来年度の活動ですが、福田理事と二人三脚で活動を行なうべく努力したいと思います。それに応えるために、実験機材を再整備しています。

つまり、聴講者をひきつける講座を行うためには、やはり、見栄えのいい機材で行なわなければなりません。この整備にも連日、ボランティア参加して下さっている方々にこの場をお借りして御礼申し上げます。



講義内容の見直し・講師陣の登録などを行い、緊急を要する事が多くなった出前講座の要望に迅速にお答えできる体制を図っていきたくと思っています。

それと、ホームページの拡充を目指します。云うまでもなくホームページは最も有効な広報の媒体です。これらを充実させることが外部からの受注につながるものと確信しております。財源確保&限られた予算内での有効的な活動を心掛け、事業部門（エコアクション21活動など）との両輪を担うことを目指したいと思っています。

猪尾 英雄

この度途中から環境教育部門に関わる事に成った福田です、本来環境カウンセラー活動内容は社会環境と自然環境が車の両輪の様に上手くバランスをとる事が必要です。残念ながら現在では自然環境（環境教育）のバランスが悪く片輪走行に近い状況です。

これを打開すべく猪尾氏始め広く皆様のご意見を頂き新しい体制と取組みを推進したいと願っています、取り敢えず助成金申請や収入を期待出来る持続可能な事業等から始めます、当分試行錯誤が続くと思いますがどうぞ暖かい目で見守って下さい。

追記：福田 裕

自動車整備業者へのE A 2 1普及と今後の展開について

東京海上日動火災保険株式会社
西日本研修センター 江渡由直

E A 2 1グリーン化プログラムでは絶大なご支援を頂き、心よりお礼申し上げます。
今年も引き続きご支援賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 自動車整備業者へのE A 2 1普及の状況

(専業自動車整備業者の概要：平成20年度自動車整備白書より)

・事業所数

50,325事業所



・企業形態による事業所の割合

株式会社 29,1% 有限会社 35,1% 個人 32,2%

その他 3,6%

・整備要員数別事業所の割合

2人から3人 70,3% 11人から20人 1,8%

4人から10人 27,5% 21人から30人 0,3%

30人以上 0,1%

(1) 専業自動車整備業者の環境への意識 (平成20年度自動車整備白書より)

・政府のCO2削減施策を知っている 90,6%

・CO2削減活動を実施している 48,4%

・CO2削減目標を設定している 8,3%



となっており、CO2対策について認識は高いものの、環境への取組みがなかなか進んでない状況です。

(2) 2009年度 東京海上日動社のグリーン化プログラムの概要

・2008年度に導入研修を受講した会社の内、2009年度にグリーン化プログラムに移行した会社は約25%。

・グリーン化プログラムに参加した会社の内、E A 2 1の取得が見込めるのは約40%となっています。

多くの自動車整備業者の皆様がE A 2 1に興味を持たれているものの、実際にE A 2 1に取組んで頂いた割合は少ない状況です。

(3) グリーン化プログラムに参加し、断念した会社の主な理由

・多忙

・会社の人数が少なく、担当者一人で実施するのは困難。

・E A 2 1の登録費用等考え、グリーン購入が一般化されたら取得を検討。

・E A 2 1の取得には、設備投資が必要。

・お金のかからない『環境にやさしい整備工場』をまず取得する。

・難しそう。

となっています。



E A 2 1取得の経費負担とその投資対効果、E A 2 1推進の社内体制が構築できない、E A 2 1の取組み内容が難しい、といった点がE A 2 1取得の推進のブレーキになっていると推察できます。

また、E A 2 1 に取組み中の会社の中には、より個社にあった指導を要望する声もありました。

E A 2 1 を取得するには、当然のことながら費用と時間と人員が必要です。専門自動車整備業者は比較的、少ない人数で経営を行っている会社が多く、E A 2 1 の取得には、

- ・社内体制の構築支援
- ・より簡便な事務処理
- ・個社に合った指導が更に必要と思われれます。



2. 今後の展開

(1) 導入研修の地域別開催の推進

現在、地域別の導入研修を増やすべく、取組み中です。

受講を呼びかける際に、E A 2 1 の内容を正確にお伝えするよう更に努める必要があると認識しております。

これまでどおり、導入研修を受講頂いた自動車整備業の代理店の皆様に、グリーン化プログラムへの参加のご希望を募る方式で展開していく予定です。

(2) E A 2 1 の自動車整備業者の皆様への広報活動の推進

自動車整備業の代理店様向けにE A 2 1 の取組みを特集した広報誌を発行し、E A 2 1 に1社でも多くの皆様に関心を持って頂けるようにしております。



東京海上日動火災保険株式会社では、『エコ・ファーストの約束』で、「E A 2 1」の認証・登録を支援し、自動車整備業の代理店の皆様のCO₂削減を約束しております。引き続き「E A 2 1」の認証・登録を推進して参りますので、引き続き絶大なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

[特集] 排出権取引の動向

多田 和夫

昨年は12月にデンマークのコペンハーゲンで、第15回国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP15)が開催されるなど、地球温暖化問題への関心が高まっています。

また、京都議定書の第一約束期間も2012年までとなりいよいよ目前に迫ってきた感があります。

わが国における、温室効果ガスの削減目標は第一約束期間(2008年度～2012年度)5年間の平均で温室効果ガス排出量を基準年比、6%削減しなければならず、目標達成のためには、さまざまな施策を総合的に実施する必要があると考えられています。

その施策の一つとして、排出量取引が挙げられます。温室効果ガスを対象とした排出量取引は、クリーン開発メカニズム(CDM)や共同実施(JI)とともに京都メカニズムの中の3つの手法として採択されています。

一般的には上記の3つの手法を合わせて排出量取引と呼ばれています。

また、昨年度よりわが国で試行されている排出量取引の国内統合市場においても、中小企業向けにCDMの国内版と言える、「国内クレジット制度」が創設され、一定の成果を見せつつあります。

この制度は、省エネ対策の進んでいない中小企業において、省エネのための設備投資を実施し、それにより削減された温室効果ガス(現在は二酸化炭素のみ)について、大企業がクレジットとして購入するという仕組みです。

しかしながら、買い手となる大企業については経団連他の自主行動計画参加企業を対象としているため、買い手側の取引参加への必然性が高まっていないのが現状です。

一方、東京都では、2010年度より、国に先駆け、エネルギーを一定量以上消費する事業所に対して強制的に排出枠をかぶせる、キャップアンドトレード型の排出量取引制度がスタートします。

原油換算で年間1,500kL以上のエネルギーを消費する事業所が対象となっており、東京都の場合、オフィスビルや商業施設等を中心に約1,400事業所が対象になると見込まれています。

我が国においては、民主等政権がキャップアンドトレードの導入を検討するなどの動きもありますが、ポスト京都議定書の議論等を踏まえ、いまだ流動的な部分が残っているのが現状です。

中小企業においても、今後展開される施策を上手く活用し環境経営に役立てていく事は十分可能であると考えられます。情報をいち早くキャッチする姿勢が大切です。

詳しくは、3月6日に予定されています「温室効果ガス抑制のための取り組み」にてお話をさせていただきます。

発行者：NPO法人 大阪環境カウンセラー協会
住 所：〒552-0021 大阪市港区築港2-8-24 pianPO 411号
TEL：06-6599-0600 FAX：06-6599-0607
e-mail：info@osaka-eca.org HP：http://www.osaka-eca.org/

発行人：高井 茂

編 集：多田、水藻

発 行：平成22年 2月

